

## 子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について

## 1. 給付施設の「利用定員設定」について【概要】

子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付（国・県・市からの財政支援）は、

- ① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕への施設型給付
- ② 地域型保育事業者〔小規模保育事業者、家庭的保育事業者等〕への地域型保育給付

に分かれますが、①②ともに、施設ごとに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定したうえで、運営基準等を満たしていることを確認し、支払いを行います。

子ども・子育て支援法の定めにより、この「利用定員設定」にあたり、子ども・子育て会議の意見を徴取するものとなっています。

「利用定員設定」のイメージ	認可定員 設定	利用定員 設定	確認
①特定教育・保育施設 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">             保育所  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育認定</span>              0～5歳           </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">             幼稚園  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育標準時間認定</span>              3～5歳           </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">             認定こども園  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育標準時間認定・保育認定</span>              0～5歳           </div>	県	市	市
②地域型保育事業 小規模保育事業、家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育認定</span> 0～2歳	市	市	市

子ども・子育て会議の意見を徴取する事項

（参考）認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員（認定区分（1～3号認定）ごとに定めます。）

2. 利用定員設定対象施設

(1) さくらがおかこども園の1歳児保育の開始について（令和2年9月～）

①利用定員の設定について

施設名	所在地	認可定員		利用定員	
		現行	R2.9～	現行	R2.9～
さくらがおかこども園	桜ヶ丘	225人	224人	225人	224人

施設名称	さくらがおかこども園		
類型	幼保連携型認定こども園		
利用定員	224人		
1号認定 (教育)	99人		
	2号認定 (保育3～5歳)	99人	
		0歳	0人
		1歳	5人(+5人)
	3号認定 (保育0～2歳)	2歳	21人(△6人)
施設整備		なし	

②「利用定員」と子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

年齢	令和2年4月			申込数 (7月)	利用定員 の増減	令和2年9月		
	利用定員 実績 (A)	確保方策 (B)	A-B			利用定員 見込 (A)	確保方策 (B)	A-B
0歳	376人	372人	4人	262人	0人	376人	372人	4人
1歳	624人	614人	10人	680人	5人	629人	614人	15人
2歳	771人	769人	2人	735人	△6人	765人	769人	△4人
合計	1,771人	1,755人	16人	1,677人	△1人	1,770人	1,755人	15人